

令和8年度 第1回 高齢者にやさしい地域づくり協議会

日時：令和8年5月28日（木）18：30～20：00

場所：佐伯市役所 本庁舎6階第2委員会室



佐伯市福祉保健部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

次 第

- 1 開会
- 2 高齢者福祉課長 あいさつ
- 3 報告
令和8年度地域支援事業（包括的支援事業）について
 - （1）地域ケア会議推進事業
 - （2）在宅医療・介護連携推進事業
 - （3）認知症総合支援事業
 - （4）生活支援体制整備事業
- 4 議事
 - （1）佐伯市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画について
 - （2）佐伯市認知症施策推進基本計画（仮称）について
- 5 閉会

高齢者にやさしい地域づくり協議会名簿

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

番号	役職	氏名	所属職名
1	会長	島村 康一郎	佐伯市医師会 会長
2	副会長	下川 要二	佐伯市薬剤師会 会長
3	委員	池田 典子	大分県栄養士会南部支部代表
4	委員	五十川 智仁	佐伯市医療ソーシャルワーカー代表
5	委員	井上 雅公	佐伯市認知症総合支援部会 会長
6	委員	司農 ゆかり	大分県看護協会佐伯地区理事
7	委員	末永 健二	佐伯市総合政策部長
8	委員	染矢 芳樹	佐伯市社会福祉協議会 事務局長
9	委員	清田 恵子	大分県歯科衛生士会 県南支部代表
10	委員	土谷 健治	南部圏域佐伯地域リハビリテーション広域支援センター事務局長
11	委員	戸高 真一	佐伯市福祉保健部長
12	委員	戸高 親平	佐伯市介護支援専門員協会代表
13	委員	西嶋 信子	佐伯市民生委員・児童委員協議会 会長
14	委員	林下 陽二	大分県南部保健所 所長
15	委員	利光 史規	佐伯市歯科医師会 副会長
16	委員	宮崎 正豊	佐伯市生活支援体制整備推進部会 会長
17	委員	山内 勇人	佐伯市在宅医療・介護連携推進部会 会長
18	委員	吉岡 健児	佐伯市地域振興部長

(会長・副会長 以下五十音順)

3 (1) 地域ケア会議推進事業

高齢者等が尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを構築するための重要な方法の一つとして地域ケア会議の活用が求められています。

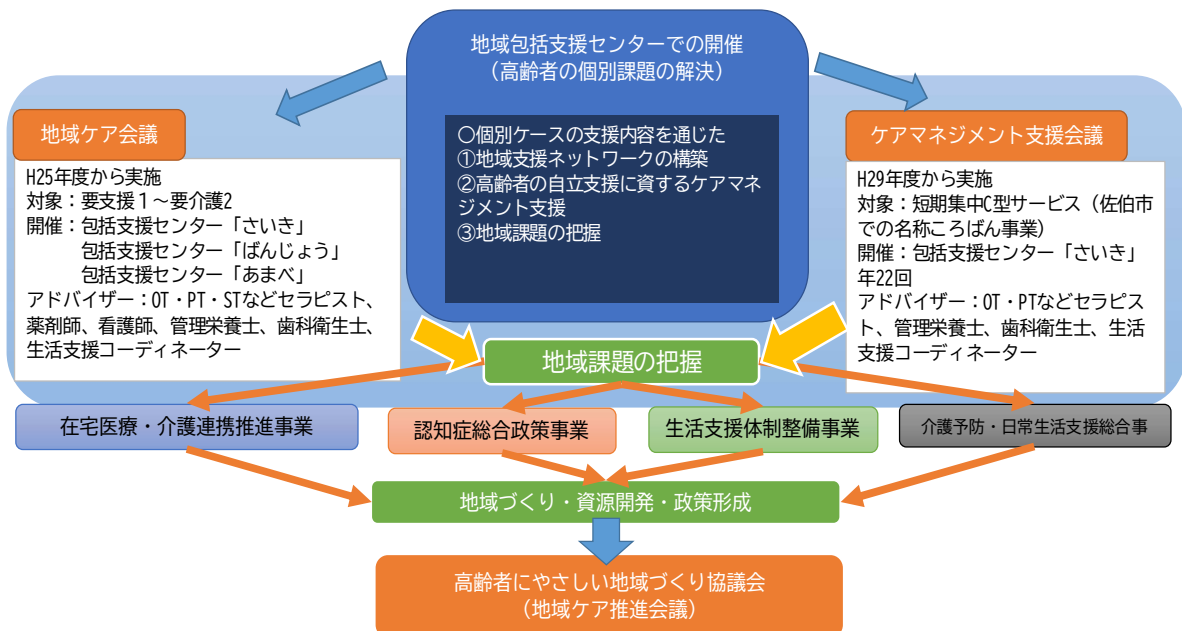
地域ケア会議において、個別ケースの支援内容の検討による課題解決や、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

また、個別ケースの積み重ねから地域課題を抽出し、その地域課題を解決するための地域づくり・社会資源の開発や施策等を充実させることで、高齢者への支援の社会基盤の整備を図っていきます。

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備と同時に進めていく。地域包括ケアシステムの実現に向けた手法

- 具体的には、地域包括支援センター等が主催し、
- 医療、介護等の多職種が共同して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践量を高める。
 - 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確にする。
 - 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など政策形成につなげる。



令和 8 年度 地域ケア推進事業 年間計画

	年間回数
地域ケア個別会議（包括あまべ・ばんじょう含む）	22
ケアマネジメント支援会議	25
高齢者にやさしい地域づくり協議会（地域ケア推進会議）	2

■佐伯市地域ケア個別会議

- 回数：年間 22 回
- 1 ケース：40 分～50 分程度 3 事例/回実施
- 検討事例：事業対象者、要支援 1～要介護 2
- アドバイザー：理学療法士（作業療法士）、管理栄養士、
歯科衛生士（言語療法士）、薬剤師、訪問看護師
- 参加者：地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、事例担当介護支援専門
員、サービス提供事業所 地域包括ケア推進係、等



※平成 25 年 11 月から実施 令和 2 年度から ZOOM
令和 5 年度から包括ばんじょう・あまべでも実施

■ケアマネジメント支援会議会議

- 回数：年間 25 回
- 1 ケース：30 分～40 分程度 5～6 事例/回 実施
- 検討事例：短期集中予防サービス（佐伯市での総合事業名：ころばん事業）全利用者
- アドバイザー：理学療法士（作業療法士）、管理栄養士、歯科衛生士
- 参加者：ころばん事業実施事業所のセラピスト、事例担当ケアマネジャー、生活支援コーディネーター、地域包括ケア推進係



■介護予防ケアプラン研修会

【目的】

地域ケア会議の目的と意義を再確認し、多職種が連携して自立支援のアセスメントを実践することで、課題解決能力や自立支援ケアマネジメント能力を高めることを目的として行う。

その結果、多職種の顔の見える関係が強固になり、ファシリテーションスキルや応用力が向上し、ケースのよりよい自立支援へとつなげる。

日時	令和8年7月～8月頃 18:30～20:30（2時間）
場所	佐伯市保健福祉総合センター「和楽」
対象	ケアマネジャー・セラピスト、地域ケア会議に参加する医療介護職
内容	<p>■テーマ 「生活を支える『環境』の再考」 ～住宅改修及び福祉用具の利用実態から～</p> <p>■講師</p> <p>※介護支援専門員は研修受講証明書発行予定</p>

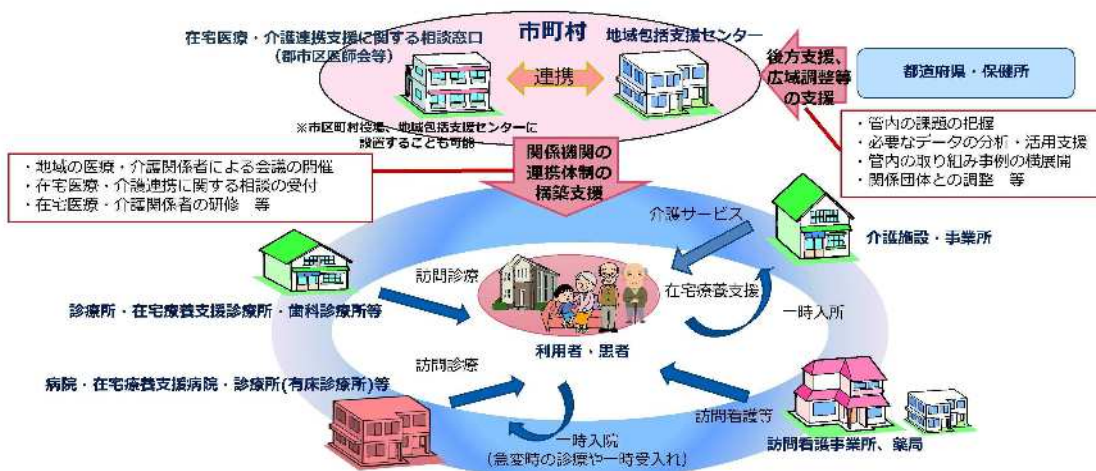
3(2) 在宅医療・介護連携推進事業 令和8年度計画

基本理念：住み慣れた地域で、幸せや生きがいを持ちながら、自分が望む場所で自分らしく暮らす

サイクル	カテゴリ	政策名	目標	令和8年度の対応策		
P (計画)	①現状分析・課題抽出・政策立案(plan)	■在宅医療・介護連携ガイドの活用	年1回	医療・介護資源情報を集約し「在宅医療・介護連携ガイド」として市ホームページに掲載、周知を行う。情報の更新・変更は、各事業所がホームページの入力フォームから行う。		
		■大分県・佐伯市の現状の把握	年1回	医療や介護給付の動向、要介護認定者の推移や認知症の有病率等、大分県および佐伯市の基礎情報データを把握する。		
		■住民の意識・意向の実態把握	研修時 随時	開催する講演会・研修等で、在宅医療・介護のアンケート調査を実施する。		
		■地域ケア会議等からの課題抽出の継続	随時	地域ケア会議等から抽出された地域課題を把握する。 ※地域ケア会議 年間22回実施予定		
		■地域課題の検討	年1回	地域課題の検討を部会で継続的に行う。		
		■在宅医療・介護連携推進部会の開催	年2回	年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。		
D (実行)	②対応策の実施(do)	■相談支援センターの周知	年1回	在宅医療・介護連携に関する相談支援を包括支援センター内に設置していることをホームページや各事業・研修会等で周知する。		
		■住民向け講演会	年2回 (2地区)	住民向け講演会を2地区で開催(認知症総合支援事業と共催)		
		■さいき在宅医療介護推進フォーラム	年1回	さいき在宅医療介護推進フォーラム2026 【日時】令和8年11月29日(日) 予定 【場所】さいき城山桜ホール 【対象】市内の医療・介護関係者 【目的】在宅医療や介護について、本市で現在どのようなサービスが受けられるのかわかっていただくことで、日常の療養支援から誰もが迎える最期において、在宅という選択ができるということの普及啓発を行う。		
		■普及啓発のリーフレットの配布	研修時 随時	【◎】在宅医療介護連携に関するパンフレット(在宅療養や人生会議・アドバンスケアプランニング、医療や介護、生活支援する社会資源の紹介など)を用いて、普及啓発を行う。 さいき在宅医療介護推進フォーラムや、地域で取り組む在宅医療介護研修会で配布する。		
		■ICTによる情報共有・連携の推進	ワーキンググループ 年1回	部会員によるMCS(メディカルケアステーション)活用の推進 MCSの登録者増加のみならず、日常的な活用者の増加を目指す。		
		■多職種による研修会の開催	年3回	地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～ 【対象】市内の医療・介護関係者 【方法】在宅医療・介護に関するテーマを設定し、事例の検討・ミニレクチャーを多職種で行う(全3回) 【内容(案)】MCS、ACP、看取り		
		■入退院時情報共有ルールの定着	共有ルールを知っている人の割合 80%以上	①入退院時情報共有ルールの活用について、令和6年度に大分県が調査。調査結果を部会で共有。 【令和6年度運用率】医療機関：85.7%、居宅・包括：61.9% ②入退院時情報共有ルールが定着しているか、研修会等でアンケート調査の実施と周知を行う。 ③佐伯市地域連携パスシートの活用。		
		■連携室がない医療機関との連携	年7回	佐伯地域看護ネット推進会議で医療機関との情報交換を継続。		
		■急変時における対応策についてのリーフレットの配布	研修時 随時	市が行っている緊急時の対応策やシステムについて、普及啓発を行う。		
		■緊急時の対応策の情報共有	年1回	警察・消防等関係機関との会議へ参加 「佐伯市SOSネットワーク事業に係る打合せ会議」 内容：緊急情報キット事業・佐伯市SOSネットワーク事業連絡会議・緊急通報システム等緊急時に関する事項		
		■普及啓発のリーフレットの配布	研修時 随時	◎と同じ 多職種連携研修会にて配布。		
		■看取りや在宅医療についての検討	ワーキンググループ 年2回 (部会と兼ねる)	佐伯市の実態からどのような事業を実施すべきか、必要に応じて検討する。 令和7年度に「介護施設における高齢者の看取りに関するアンケート調査」を実施。調査結果をもとに、連携体制について協議する。		
		■人生会議・在宅医療に関する研修会	年1回	多職種連携研修会(地域全体の多職種の連携を図る) 入退院支援～急変時及び看取りにおける事例検討の実施。 【対象】市内の医療・介護関係者 ※「日常の療養支援」での「地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～」の中で実施。		
		C(評価)・A(改善)	③対応策の評価・改善(Check・Act)	■在宅医療・介護連携推進部会の開催	年2回	年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。

在宅医療・介護連携の推進

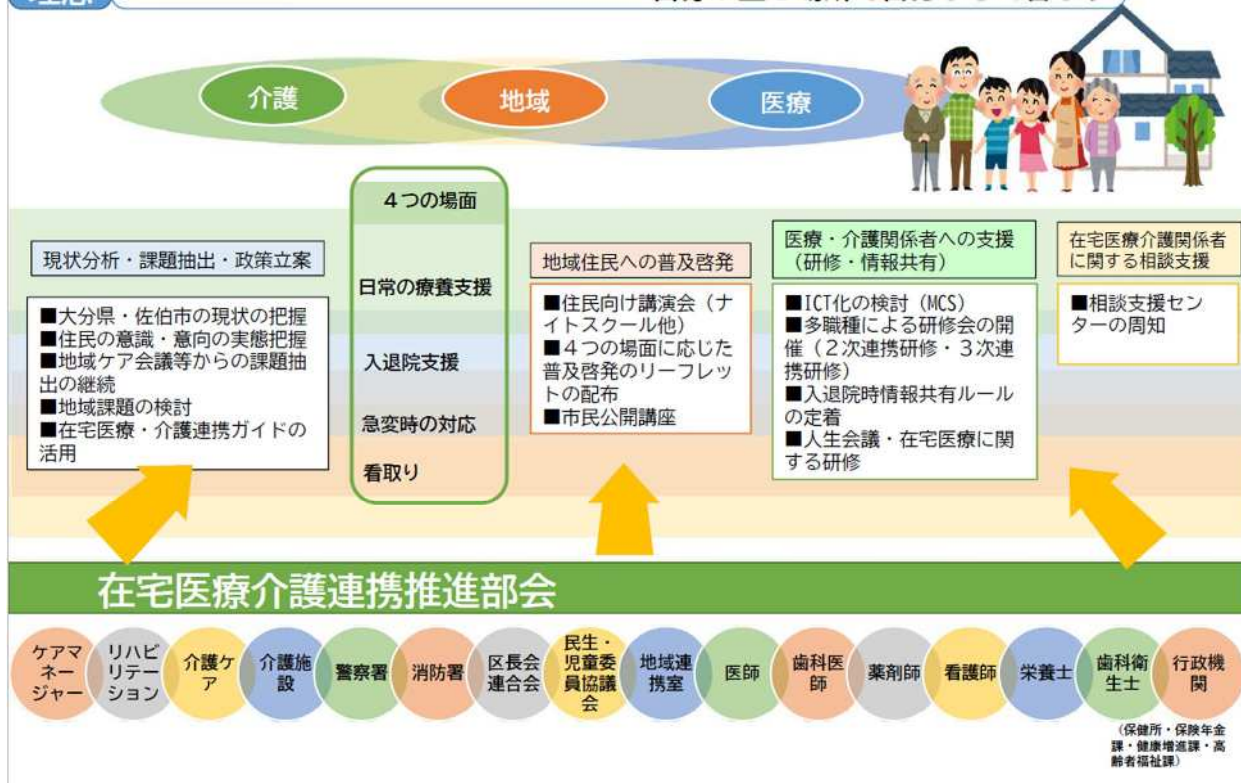
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
 - （※）在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
 - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・術後処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
 - ・介護施設・事業所（入浴、排せつ、食事等の介護、リハビリテーション、在宅復帰、在宅療養支援等の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



12

基本理念

住み慣れた地域で幸せや生きがいを持ちながら、
自分が望む場所で自分らしく暮らす



3 (3) 認知症総合支援事業 令和8年度 計画

認知症基本法 (基本的施策)	認知症基本法 (個別目標)	令和8年度の事業計画
①認知症の人に関する国民の理解の増進等	認知症サポーターの養成	目標数：10,700名 (R8.3月末時点：10,396名) 定期開催 年4回 (5月、8月、11月、2月)
	事業所・企業を対象とした認知症サポーター養成講座の開催	1事業所
	小学校での認知症サポーター養成講座の開催	2校【佐伯小学校、上野小学校】
	中学校での認知症サポーター養成講座の開催	2校【彦陽中学校、昭和中学校】
	高校での認知症サポーター養成講座の開催	1校【佐伯豊南高校】
	希望地区等での認知症サポーターの養成	希望があった地区、団体での開催
	認知症サポーターステップアップ講座の開催	—
	チームオレンジ構築に向けたステップアップ講座の開催	3回程度予定 対象：宇目つくし隊 (有償ボランティア)
	地区公民館・コミュニティセンターでの認知症講演会 (オレンジ・ナイトスクール) の開催	年2回 (2地区)
	各種高齢者関係団体での認知症講演会等の開催	老人クラブ等で随時対応
	登録サポーターへ各種イベント情報等の周知	キャラバンメイトを中心にイベント周知
各種情報媒体を活用した普及啓発活動	市報・市HP・CATV・SNSでの広報	
②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	佐伯市SOSネットワーク事業の拡大	—
	登録システムへの登録者数の増加	行事ごとに広報・周知し、登録者数増を目指す (目標数：90名) 【R8.3月末時点登録者数：68名】
	緊急システムにおける協力機関の増加	市と連携協定していただいた事業所へ提案 (目標数：240事業所) 【R8.3月末時点登録事業者数：237事業所】
	協力機関による連絡会議の開催	年1回【警察・消防との打ち合わせ】
	協力機関向け情報伝達訓練の開催	年1回
③認知症の人の社会参加の機会の確保等	本人ミーティング	年4回
	チームオレンジの構築	—
	チームオレンジ構築数	1団体【有償ボランティア：宇目つくし隊】
	チームオレンジ連絡会	年2回
	若年性認知症の方の支援整備	検討
	認知症地域支援推進員の配置	常駐2名
④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	権利擁護研修会の開催	年1回
	市長申立や成年後見制度の助成制度についての普及啓発	随時
⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	認知症初期集中支援チームによる各種支援の実施	—
	認知症初期集中支援チームの設置	未定
	認知症初期集中支援チーム会議の開催	未定
	医療介護従事者対象 認知症対応力向上研修の開催	入門コース1回、ステップアップコース2回
	認知症の理解と交流の会の開催	年3回 (7月、10月、1月)
⑥相談体制の整備等	認知症の人と家族の交流会の開催	毎月第2金曜日10：00～12：00【認知症地域支援推進員が参加】
	認知症相談会の開催	月1回【対象：認知症について不安がある方】
	オレンジカフェの設置	2か所設置 (R8.3月末時点)
	オレンジカフェ開設講座	随時
⑦研究等の推進等	市として取り組むことは困難ですが、随時情報収集を行い、情報提供を行っていきます。	—
⑧認知症の予防等	一般介護予防事業で実施	介護予防サポーター養成講座と認知症サポーター養成講座を同時開催している。一般介護予防事業の中で、認知機能低下やそのおそれがある方を対象にした教室 (おげんき広場) を行う。

有償ボランティア団体一覧表

	活動地域	名称	庭木の剪定・草刈草取り(家の周り)	付き添い①(買い物)	付き添い②(受診)	付き添い③(散歩)	ゴミ出し	窓ふき	重たい物の移動	(簡単な)片づけ	話し相手	電球交換	(簡単な)墓掃除	その他	備考
旧佐伯	大入島地域	大入島たすけ愛隊	○	○	○		○	○	○	○		○	要相談		墓掃除も活動に入れてはいたが、地域住民の声を聞いた結果、今は控えている
	青山地域	助け愛たい青山	○				○	○				○	○		問い合わせ先 各地区区長及び青山地域コミュニティセンター内
	木立地域	木立地域コミュニティ協議会 草刈隊	○												
	西上浦(全域)	西上浦地域コミュニティ協議会	○												
	佐伯エリア	輝プロデュース ライフサポート	○				○	○	○	○		○		○	令和7年度 包括支援センターさいき 依頼ケース対応 令和8年度から 居宅介護支援事業所の依頼ケースも対応
上浦	上浦全域	ちょこボラかみうら	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	事務局(社協上浦支部)が受付窓口となりサポーターに依頼をひる。
弥生	床木地区	床木「とことこ隊」	○				○	○	○	○	○	○		屋根のとい清掃	事務局(社協弥生支部)が受付窓口となりサポーターに依頼をひる。
	弥生全域	ちょこちょこマーチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		布回干し衣類縫い	事務局(社協弥生支部)が受付窓口となりサポーターに依頼をひる。
	弥生全域	はびどら												地域移動支援	・70歳以上で弥生地区に住所を有する方 ・家族の移動支援の援助が困難な方 ・公共交通機関の利用が困難な方 ※上記すべての条件を満たし、民生委員等の推薦があった方
本匠	本匠全域	みすぐるま	○	○	要相談	○	○	○	○	○	○	○	布回干し灯油の補充	地区社協事務局補佐(社協本匠支部:57-6065)	
宇目	宇目全域	宇目つくし隊	○				○	○	要相談	○	○	○		日よけの設置など	大字担当者を置いている
直川	直川全域	直川地域協力隊	○				○	○		○		○		火災警報器の取り換え(75歳以上、又はそれに準じる世帯)	5地区に支部長を置いている
鶴見	鶴見全域	鶴鶴クラブ	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		事務局(鶴見地区社協)(社協鶴見支部:33-7003)
米水津	米水津全域	米水津たすけ愛隊	○	○	○		○	○	○			○	○		佐伯市社協米水津支部 30-1717 地区ごとに3役代表を置く
蒲江	畑野浦地区	畑野浦生活応援隊	○											軽度作業(要相談)	問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154
	竹野浦河内地区	竹野浦河内カントリー 支援隊	○												問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154
	蒲江地域全域	かまえ ライフサポート	○	○		○	○	○		○		○		布回干しなど	問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154

※サービスを利用するには条件があります。(お一人暮らしの高齢者・高齢者夫婦・障害のある方等)

※記載のないサービスご希望や料金等の詳細は直接お問い合わせください。

3 (4) 生活支援体制整備事業

1 事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、地域の互助を進め、住民主体のサービスが活性化するように、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する事業です。

本事業では、地域の困りごとを協議し解決に向けて話し合う協議体を設置し、地域のサポート役である生活支援コーディネーター（SC）の保有する情報やネットワーク等を活用しながら地域資源の発掘や立ち上げ、地域課題と資源の繋ぎを行います。生活支援コーディネーターの設置については、本市は佐伯市社会福祉協議会に業務を委託しています。令和8年度は第1層（佐伯市全体）コーディネーター1名（旧市内・旧郡部）と第2層（地区社協ごと）コーディネーター18名を配置し、各地区の地域課題の抽出及び課題解決に向けた取組を実施します。

2 令和8年度事業計画

(1) 地域課題への対応

- ・地域ケア個別会議・ケアマネジメント支援会議や第2層協議体の中で抽出された地域課題の対応策を各事業に反映する。
- ・市内の地域資源の更なる把握や、ボランティア等の活動の場づくり・マッチング
- ・地域ごとの課題解決に向け、地域コミュニティ協議会等の住民団体と連携した取組を推進

(2) 広報活動

- ・地域と顔の見える関係を構築するために、生活支援コーディネーターの顔写真入りのチラシやパンフレットを配布する。また、地域資源リストをホームページへ掲載し、随時更新する。

(3) その他

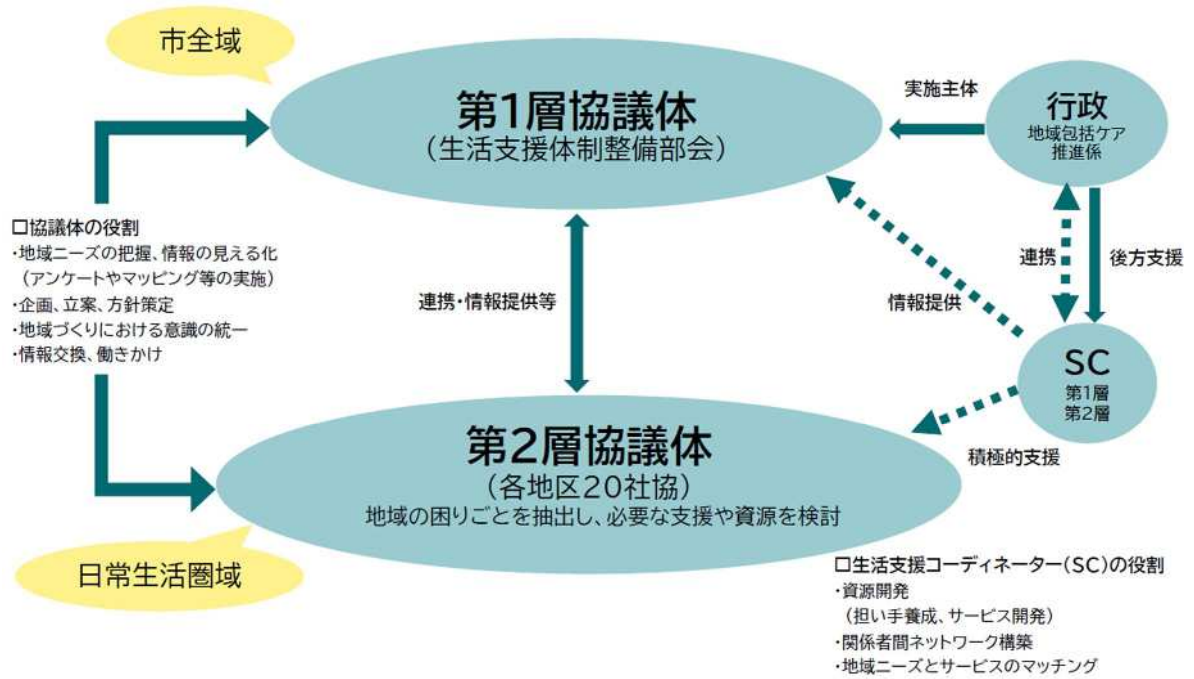
○移動支援

- ・弥生地域・直川地域・上浦地域の実施状況の確認と後方支援を行う。
- ・他の地域については、要望や課題に応じて伴走支援を行う。

《参考》令和7年度の取組と令和8年度の計画

協議体/地域	令和7年度の主な取組	令和8年度の主な計画
第1層	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の広報・啓発活動 ・パンフレット配布 ・CATV、YouTube、SNS ・多様な主体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の広報・啓発活動 ・パンフレット配布 ・SNS ・地域資源のHPへの掲載、随時更新 ・多様な主体との連携
佐伯エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝プロデュースライフサポート ・活動の定着支援 ○3カフェテラス（男性の料理教室） ・交流会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○輝プロデュースライフサポート ・居宅介護支援事業所への周知 ○3カフェテラス（男性の料理教室）
上浦	<ul style="list-style-type: none"> ○ちょこぼらかみうら ・対象者の範囲拡大 ○移動支援 ・県のスポット支援を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ちょこぼらかみうら ・広報活動 ○移動支援
弥生	<ul style="list-style-type: none"> ○はびどら ・対象地域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ協議会との連携の強化 ○ちょこちょこマーチ ・広報活動
本匠	<ul style="list-style-type: none"> ○みずぐるま 	<ul style="list-style-type: none"> ○みずぐるま ・広報活動
宇目	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○宇目つくし隊 ・チームオレンジ ○買い物支援
直川	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいき教室 ○移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいき教室（住民主体の活動へ転換） ○移動支援
鶴見	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴鶴クラブ ・チームオレンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴鶴クラブ ・広報活動 ○見守り隊 ・広報活動
米水津	<ul style="list-style-type: none"> ○米水津御用聞き ・地域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○米水津御用聞き ・支援の拡大
蒲江	<ul style="list-style-type: none"> ○かまえライフサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ○かまえライフサポート ・周知と後方支援

生活支援体制整備事業体制図



4(1) 議事 佐伯市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画について

令和7年度第2回高齢者にやさしい地域づくり協議会において、各委員から本協議会の所管事務（在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業）等についていただいたご意見等に対する現時点での方向性は下記のとおりです。

■在宅医療・介護連携推進事業

意見：看取りに関して、施設と自宅の割合や傾向等について把握しているか。

方向性：令和7年度に、要介護認定者を除く65歳以上の高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び市内の高齢者向け施設を対象としたACP・人生会議についてアンケートを実施しました。これらの結果から、住民に対しての普及啓発、医療介護専門職の知識の向上と支援の充実、消防等との連携強化等が今後の課題と考えられるため、在宅医療・介護連携推進事業にて課題解決に向けた取組を推進します。

■認知症総合支援事業

意見：いわゆるワーキングケアラー、働く介護者へのサポートや支援について、企業への働きかけを検討できないか。

方向性：令和7年度に実施した在宅介護実態調査から、就労と介護の状況については「問題はあるが何とか続けることができている」、「本人の希望に沿いサービス利用をしていない」という回答割合が多く見られました。
仕事と介護の両立が難しくなると、介護者の突然の離職に繋がる可能性があります。地域包括支援センター等において、仕事と介護の両立に関する相談支援が可能であることを広く周知するほか、仕事と介護の両立支援体制の強化を図ります。

■生活支援体制整備事業

意見：有償ボランティア団体の活動が退院時の社会資源の一つともなることを周知してはどうか。

方向性：これまでも、第1層SCが地域連携室を有する医療機関へ伺い、社会資源等の紹介を行っています。以降、地域連携室からの問い合わせも増えているので、今後も医療機関との連携・情報共有に努めます。

意見：ボランティア活動を行う団体に対して、活動の中で関わる方々本人やその家族の自立支援に資する活動となるよう、何らかの取組ができないか。

方向性：令和8年度中に、ボランティア団体を対象として介護予防や自立支援に関する研修を実施します。

意見：農作業など一次産業において、作り手と受け手の良い相互作用の仕組みづくりができるとうい。

方向性：さまざまな理由から農作業などを辞めてしまうことは、本人の心身機能の低下や社会的参加・役割の喪失につながることや、活用されない耕作放棄地等が増えていくことが懸念されます。

生活支援体制整備事業を活用し、農作業ができる場所を地域の資源として再定義し、作り手と担い手のそれぞれが役割を担い、相互作用が生まれる仕組みが構築できるような活動を検討します。

■その他の事業

意見：介護現場でのDXやデジタル化も積極的に進めて、介護人材確保や働き方改革にも取り組んでほしい。

方向性：介護現場における業務効率化や人材確保は喫緊の課題と認識しています。本市における効果的な施策の検討のほか、国や県が展開する施策の周知・利用促進等に努めます。

意見：福祉やセーフティネットとしての「住まい」について協議する場の設置はできないか。

方向性：本人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、住まいは生活の基盤であると認識しています。国では、制度ごとに分かれた支援ではなく、「住まい」・「福祉」・「保健」・「教育」を丸ごと地域でつなぐことを目指しており、市においても関係部局で現状や課題の共有に努め、必要な施策を検討します。

意見：買い物に対する支援などは実施できているか。

方向性：物価高騰等により年々サービスの継続が困難になる中、買い物支援に対するニーズも高まっており、効率的かつ確実な「配達経路の確保」が極めて重要であると考えられます。

本市でも、特に山間部については、配達の経路の確保が難しいと言われており、公的サービスだけでなく地域の物流事業者やNPO団体、その他ボランティア団体など多様な民間の主体との連携を強化し、それぞれの強みを組み合わせることで、配達経路の最適化、コスト削減、サービスの維持・向上を図ります。

4(2) 議事 佐伯市認知症施策推進基本計画(仮称) について

第10期介護保険事業計画の策定に併せて、計画の中に位置付ける形で一体的に佐伯市認知症施策推進基本計画(仮称)を策定する予定としております。令和7年度佐伯市認知症総合支援部会において、認知症当事者の声に耳を傾け、計画の基本的理念を「忘れても笑って安心してらせるまちづくり」とすることに決定しました。

共生社会の実現を推進する認知症基本法では、7つの基本理念が定められています。国の認知症施策推進基本計画では、12の基本的施策が定められており、その中の基本的施策5においては、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」が掲げられています。

本市においても、今後医療と介護の切れ目ない連携がますます重要になると考えられることから、認知症初期集中支援チームの活用方法の見直しや、早期診断・早期対応のみならず認知症疾患医療センターによる伴走支援の強化が必要と考えられます。

今後、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームの支援体制や、医療機関や介護事業所等との連携体制に対して望むことなど、委員の皆様のご意見をお聞かせください。



佐伯市告示第48号

佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月30日

佐伯市長 西嶋泰義

佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の生活を地域で支えるために医療・介護の関係者が連携を図り、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援体制を構築することを目的として、佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、高齢者の生活を支援するため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進に関すること。
- (2) 認知症施策の推進に関すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱し、又は任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合においては、あらかじめ会長の承諾を得て、代理の者を出席させることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、高齢者の生活を地域で支える分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。